

第1回 長野県道路メンテナンス会議

日時：平成26年5月28日（水）

14:30～16:00

場所：長野県自治会館

議事次第

1. 開会
2. あいさつ（長野国道事務所長）
3. 会議設立主旨及び会議規約について
4. 議事
 - (1) メンテナンスを取り巻く最近の話題
 - (2) その他
5. 意見交換
6. 閉会

(資料－1)

長野県道路メンテナンス会議

設立趣意書

我が国の道路構造物は、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備され、急激に老朽化が進むことが確実となっている。今後、施設の点検による現状確認と、その結果に基づく修繕・更新の実施が不可欠となる。国・地方とも財政状況が厳しい中、老朽化した施設の修繕や更新を的確に実施することが重要な課題となっている。

道路施設等の維持管理・修繕・更新を確実に進めるためには、道路管理者が、管理施設の実態を把握し、長寿命化計画等の策定を通じて維持管理・更新を行うことが必要である。

本会議は、長野県内における道路施設等の維持管理・修繕・更新を効果的・効率的に行うため、道路管理者が相互に連絡・調整を行い、道路施設の点検結果や修繕計画を共有・協力することにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の老朽化対策の強化を図ることを目的として設置するものである。

長野県道路メンテナンス会議規約

(資料－2)

(会議の名称)

第1条 本会は、「長野県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(会議の目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、長野県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(会議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(会議の組織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、長野県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には会長及び副会長を4名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、副会長は国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長、長野県建設部道路管理課長、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所長、中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
6. 個別課題等についての検討・調整を行うため地区会議を置くこととし構成は「別表-3以下」のとおりとする。
7. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(地区会議)

第6条 地区会議は、地区会議会長の招集により開催するものとする。

2. この地区会議の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、長野県建設部道路管理課、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所及び中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンターに置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	長野国道事務所長
副会長	国土交通省中部地方整備局	飯田国道事務所長
副会長	長野県建設部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	長野管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
副会長	中日本高速道路株式会社八王子支社	松本保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	飯田保全・サービスセンター所長
	小諸市	建設課長
	佐久市	参事(兼)土木課長
	小海町	産業建設課長
	佐久穂町	建設課長
	軽井沢町	建設課長
	御代田町	建設水道課長
	立科町	建設課長
	川上村	産業建設課長
	南牧村	産業建設課長
	南相木村	振興課長
	北相木村	経済建設課長
	上田市	土木課長
	東御市	建設課長
	長和町	建設水道課長
	青木村	建設産業課長
	岡谷市	土木課長
	諏訪市	建設課長
	茅野市	建設課長
	下諏訪町	建設水道課長
	富士見町	建設課長
	原村	建設水道課長
	伊那市	建設課長
	駒ヶ根市	都市整備課長
	辰野町	建設課長
	箕輪町	建設水道課長
	飯島町	建設水道課長
	南箕輪村	建設水道課長
	中川村	建設水道課長
	宮田村	建設課長
	飯田市	土木課長
	松川町	建設課長

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	高森町	建設課長
	阿南町	振興課長
	阿智村	ふるさと整備課長
	平谷村	産業建設課長
	根羽村	振興課長
	下條村	振興課長
	壳木村	産業課長
	天龍村	建設課長
	泰阜村	振興課長
	喬木村	建設課長
	豊丘村	産業建設課長
	大鹿村	産業建設課長
	上松町	建設水道課長
	南木曽町	建設環境課長
	木曽町	建設水道課長
	木祖村	建設水道課長
	王滝村	経済産業課長
	大桑村	建設水道課長
	松本市	維持課長
	塩尻市	建設課長
	麻績村	振興課長
	生坂村	振興課長
	山形村	建設水道課長
	朝日村	産業振興課長
	筑北村	建設課長
	安曇野市	建設課長
	大町市	建設課長
	池田町	建設水道課長
	松川村	建設水道課長
	白馬村	建設課長
	小谷村	建設水道課長
	千曲市	建設課長
	坂城町	建設課長
	須坂市	道路河川課長
	小布施町	建設水道グループリーダー
	高山村	建設水道課長
	長野市	維持課長
	信濃町	建設水道課長
	飯綱町	建設水道課長

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	小川村	建設経済課長
	中野市	道路河川課長
	飯山市	道路河川課長
	山ノ内町	建設水道課長
	木島平村	産業建設課長
	野沢温泉村	建設水道課長
	栄村	産業建設課長
	長野県建設部佐久建設事務所	整備課長
	長野県建設部上田建設事務所	整備課長
	長野県建設部諏訪建設事務所	整備課長
	長野県建設部伊那建設事務所	整備課長
	長野県建設部飯田建設事務所	整備課長
	長野県建設部木曽建設事務所	整備課長
	長野県建設部松本建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部安曇野建設事務所	整備課長
	長野県建設部大町建設事務所	整備課長
	長野県建設部千曲建設事務所	整備課長
	長野県建設部須坂建設事務所	整備課長
	長野県建設部長野建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部北信建設事務所	整備課長
	長野県道路公社	管理課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	次長
	上伊那広域連合	土木振興課長
	下伊那郡土木技術センター組合	次長兼業務課長
	木曽広域連合	建設課長
	北アルプス広域連合	所長兼総務課長
	長野建設事務協議会	次長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 計画課・管理第二課	
	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 管理第二課	
	長野県建設部 道路管理課課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	
	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	

長野県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

別表-2

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	副所長
副幹事長	長野県建設部道路管理課	企画幹
	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	副所長
	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	副所長
	長野市建設部維持課	維持課長
	松本市建設部維持課	維持課長
	上田市都市建設部土木課	土木課長
	飯田市建設部土木課	土木課長
	南牧村産業建設課	産業建設課長
	飯島町建設水道課	建設水道課長
	南木曽町建設環境課	建設環境課長
	高山村建設水道課	建設水道課長
	長野県建設部佐久建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部上田建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部諏訪建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部伊那建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部飯田建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部木曽建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部松本建設事務所	計画調査課 技術専門員
	長野県建設部安曇野建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部大町建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部千曲建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部須坂建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県建設部長野建設事務所	計画調査課 技術専門員
	長野県建設部北信建設事務所	整備課 技術専門員
	長野県道路公社	管理課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	次長
	上伊那広域連合	土木振興課長
	下伊那郡土木技術センター組合	次長兼業務課長
	木曽広域連合	建設課長
	北アルプス広域連合	所長兼総務課長
	長野建設事務協議会	次長
事務局	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所管理第二課	課長
	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所計画課	課長
	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
	国土交通省関東地方整備局 飯田国道事務所管理第二課	課長
	長野県建設部道路管理課	課長補佐兼市町村道係長
	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	工務担当課長
	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	総務企画担当課長

佐久地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	佐久建設事務所	整備課長
副会長	小諸市	建設課長
	佐久市	参事(兼)土木課長
	小海町	産業建設課長
	佐久穂町	建設課長
	軽井沢町	建設課長
	御代田町	建設水道課長
	立科町	建設課長
	川上村	産業建設課長
	南牧村	産業建設課長
	南相木村	振興課長
	北相木村	経済建設課長
	公益財団法人長野県建設技術センター東信事務所	所長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社関東支社 佐久管理事務所	工務担当課長
事務局	長野県建設部 佐久建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

上田地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	上田建設事務所	整備課長
副会長	上田市	土木課長
	東御市	建設課長
	長和町	建設水道課長
	青木村	建設産業課長
	長野県道路公社 三才山トンネル有料道路管理事務所	所長
	長野県道路公社 新和田トンネル有料道路管理事務所	所長
	長野県道路公社 平井寺トンネル有料道路管理事務所	所長
	公益財団法人長野県建設技術センター東信事務所	所長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社 関東支社 佐久管理事務所	工務担当課長
事務局	長野県建設部 上田建設事務所	整備課 技術専門員 維持管理課長寿命化担当

諏訪地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	諏訪建設事務所	整備課長
副会長	岡谷市	土木課長
	諏訪市	建設課長
	茅野市	建設課長
	下諏訪町	建設水道課長
	富士見町	建設課長
	原村	建設水道課長
	長野県道路公社 新和田トンネル有料道路管理事務所	所長
	公益財団法人長野県建設技術センター	所長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	総務企画担当課長
事務局	長野県建設部 諏訪建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

伊那地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	伊那建設事務所	企画幹兼整備課長
副会長	伊那市	建設課長
	駒ヶ根市	都市整備課長
	辰野町	建設課長
	箕輪町	建設水道課長
	飯島町	建設水道課長
	南箕輪村	建設水道課長
	中川村	建設水道課長
	宮田村	建設課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	所長
	上伊那広域連合	土木振興課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第二課長
"	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	総務企画担当課長
"	中日本高速道路株式会社名古屋支社 飯田保全・サービスセンター	総務企画担当課長
事務局	長野県建設部 伊那建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

飯田地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	飯田建設事務所	整備課長
副会長	飯田市	土木課長
	松川町	建設課長
	高森町	建設課長
	阿南町	振興課長
	阿智村	ふるさと整備課長
	平谷村	産業建設課長
	根羽村	振興課長
	下條村	振興課長
	壳木村	産業課長
	天龍村	建設課長
	泰阜村	振興課長
	喬木村	建設課長
	豊丘村	産業建設課長
	大鹿村	産業建設課長
	下伊那郡土木技術センター組合	次長兼業務課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第二課長
"	中日本高速道路株式会社名古屋支社 飯田保全・サービスセンター	総務企画担当課長
事務局	長野県建設部 飯田建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

木曽地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	木曽建設事務所	整備課長
副会長	上松町	建設水道課長
	南木曽町	建設環境課長
	木曽町	建設水道課長
	木祖村	建設水道課長
	王滝村	経済産業課長
	大桑村	建設水道課長
	木曽広域連合	建設課長
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第二課長
事務局	長野県建設部 木曽建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

松本地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	松本建設事務所	計画調査課長
副会長	松本市	維持課長
	塩尻市	建設課長
	麻績村	振興課長
	生坂村	振興課長
	山形村	建設水道課長
	朝日村	産業振興課長
	筑北村	建設課長
	長野県道路公社 三才山トンネル有料道路管理事務所	所長
	長野県道路公社 松本トンネル有料道路管理事務所	所長
	公益財団法人長野県建設技術センター中信事務所	所長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第二課長
"	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	総務企画担当課長
事務局	長野県建設部 松本建設事務所	計画調査課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

安曇野地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	安曇野建設事務所	整備課長
副会長	安曇野市	建設課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	工務担当課長
"	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	総務企画担当課長
事務局	長野県建設部 安曇野建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

大町地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	大町建設事務所	整備課長
副会長	大町市	建設課長
	池田町	建設水道課長
	松川村	建設水道課長
	白馬村	建設課長
	小谷村	建設水道課長
	北アルプス広域連合	所長兼総務課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
事務局	長野県建設部 大町建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

千曲地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	千曲建設事務所	整備課長
副会長	千曲市	建設課長
	坂城町	建設課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	工務担当課長
"	東日本高速道路株式会社関東支社 佐久管理事務所	工務担当課長
事務局	長野県建設部 千曲建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

須坂地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	須坂建設事務所	整備課長
副会長	須坂市	道路河川課長
	小布施町	建設水道グループリーダー
	高山村	建設水道課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	技術専門幹兼建設技術課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	工務担当課長
事務局	長野県建設部 須坂建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

長野地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	長野建設事務所	計画調査課長
副会長	長野市	維持課長
	信濃町	建設水道課長
	飯綱町	建設水道課長
	小川村	建設経済課長
	長野県道路公社 白馬長野有料道路管理事務所	所長
	長野県道路公社 五輪大橋有料道路管理事務所	所長
	長野建設事務協議会	次長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	工務担当課長
"	東日本高速道路株式会社新潟支社 上越管理事務所	工務担当課長
事務局	長野県建設部 長野建設事務所	計画調査課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

北信地区会議 名簿

別表一3

	所 属	役 職
会長	北信建設事務所	整備課長
副会長	中野市	道路河川課長
	飯山市	道路河川課長
	山ノ内町	建設水道課長
	木島平村	産業建設課長
	野沢温泉村	建設水道課長
	栄村	産業建設課長
	長野県道路公社 志賀中野有料道路管理事務所	所長
	公益財団法人長野県建設技術センター	技術専門幹兼建設技術課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	管理第二課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課長
"	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	保全対策官
"	東日本高速道路株式会社新潟支社 上越管理事務所	工務担当課長
事務局	長野県建設部 北信建設事務所	整備課 技術専門員 計画調査係長寿命化担当

長野県道路メンテナンス会議における地区会議運営要領

(設置)

第1条 長野県道路メンテナンス会議規約（以下「規約」という。）第6条による「地区会議」を設置し、運営に必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 地区会議は、規約第3条の事項及びその他について、地区内で調整・検討を行う。

(組織)

第3条 地区会議は、規約第4条第6項に定めるとおりとする。

2. 地区会議には会長及び副会長を置くものとし、会長は建設事務所整備課長（松本建設事務所・長野建設事務所は計画調査課長）、副会長は地区内市町村会員から会長が任命する。

(事務局)

第4条 地区会議の事務局は建設事務所に置く。

(その他)

第5条 本要領に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

附則

本要領は、平成26年5月28日から施行する。



国土交通省 関東地方整備局

道路のメンテナンスに関する最近の話題

平成26年5月28日

国土交通省 関東地方整備局
道路部 道路保全企画室

- 1 最近の動向について
- 2 関東地方整備局の取組について

1 最近の動向について

①道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 国土交通省 関東地方整備局

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

資料1

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない ↔ メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1)メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

- 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
- ⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース（予算・人材・技術）を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1)メンテナンスサイクルを確定（道路管理者の義務の明確化）

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁（約70万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』
(省令・告示：H2 6.3.3.1公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I	健全
II	予防保全段階
III	早期措置段階
IV	緊急措置段階

○構造物の機能に支障が生じていない状態

○構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

○構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態

○構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

[診断]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め

- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去

- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示

- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表（見える化）

(2)メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- 高速道路更新事業の財源確保（通常国会に法改正案提出）
- 点検、修繕予算は最優先で確保
- 複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行（跨道橋等）
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

背景

○高度経済成長期に集中的に整備された道路

※建設後50年以上経過した道路構造物の割合	
・橋	16% (2012)
⇒(20年後)	65% (2032)
・トンネル	18% (2011)
⇒(20年後)	47% (2031)

○重量車両の通行により道路の疲労が蓄積



(橋梁の抜け落ち)



(舗装のわだち掘れ)

○首都直下地震や南海トラフの巨大地震等様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

改正の概要

1. 道路構造物の予防保全・老朽化対策

【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】

- 道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施
- 国土交通大臣による点検結果の調査（技術開発等への活用）
- 一定の構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行



(道路構造物の点検)

平成23年度

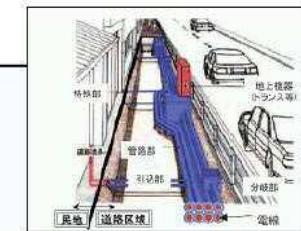


2. 道路の防災・減災対策の強化

○緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路における物件等の占用禁止・制限

→無電柱化に対する国と地方公共団体による無利子貸付け
【道路財特法の一部改正】

- 民間団体等と道路管理者との協定締結による道路啓開等の実施



(無電柱化のための電線共同溝の整備)

「道路の適切な管理を推進するための枠組みの構築」

- ・道路管理者等の連携による効果的な管理のための協議会設置
 - 防災上重要な道路等の管理方法の決め（道路啓開路線の選定等）
 - 並行する路線間の調整（歩道、自転車通行空間の確保等）など
 - 地域の様々な課題にも対応



<道路法>

■ 道路の維持又は修繕を定める。

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

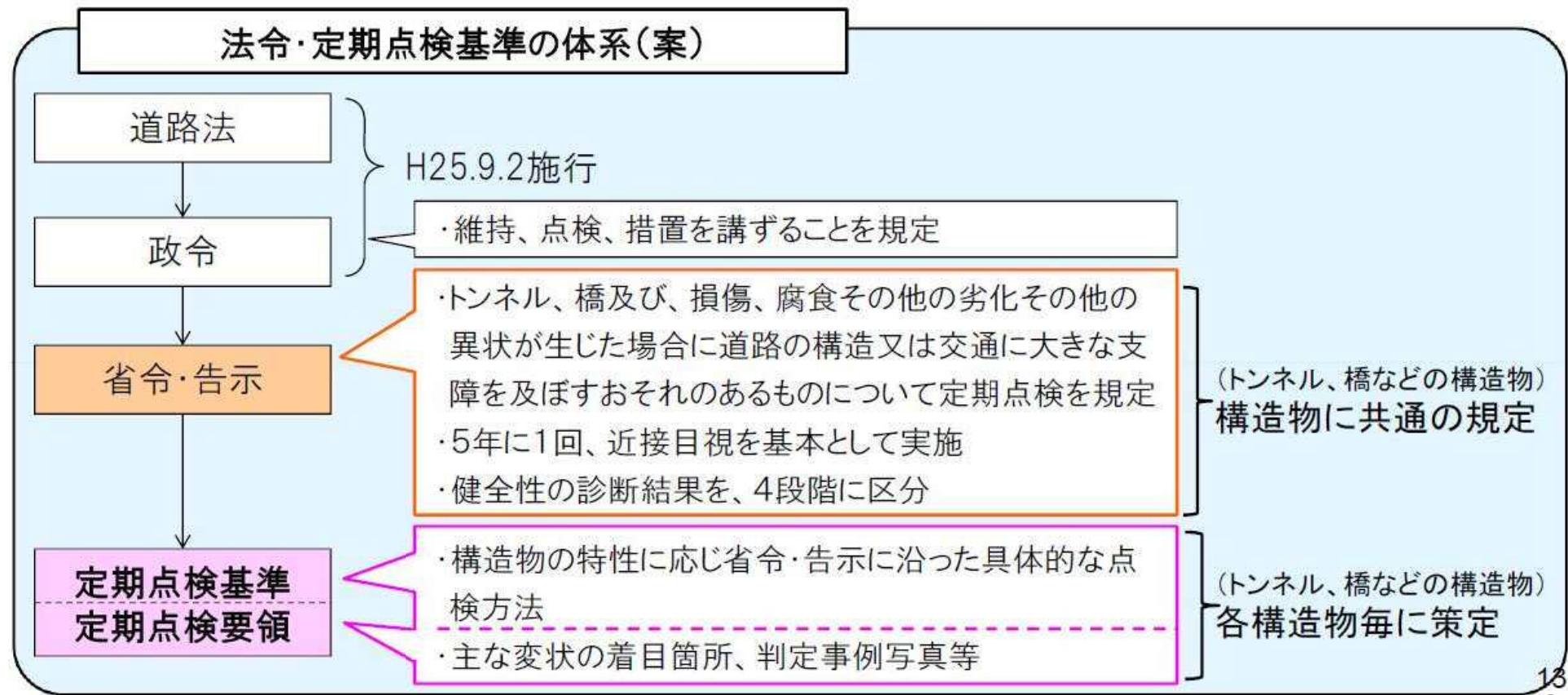
3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

＜道路法施行令関係＞

■ 道路の維持・修繕に関する技術的基準等を定める。

- ・道路構造、地域の状況等を勘案し、適切な時期に、道路の巡視を行い、清掃・除草等の道路の機能維持に必要な措置を講ずること。
- ・道路の点検は、道路構造、地域の状況等を勘案し、適切な時期に、目視等の適切な方法により行うこと。
- ・点検等により道路の損傷等の異状を把握したときは、道路の効率的な維持・修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- ・上記のほか、道路の維持・修繕に関する技術的基準等は、国土交通省令で定める。

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第四条の五の二 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下この条において「トンネル等」という。)については、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により五年に一回の頻度を基本として点検を行うこと。
- 二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

○トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

②道路法改正（参考：健全性の分類）

区分(告示)			例示(イメージ)
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	<ul style="list-style-type: none"> 適時適切な修繕により健全な状態に回復可能な損傷（80年を超えても使用可能）  <p>さいがわおおはし 例)犀川大橋</p>
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部など立地環境の厳しい場所で発生する塩害による断面欠損など放置すると(4~5年のうちに)致命的な状態になる損傷 大型車交通の影響による床版の損傷など放置すると(4~5年のうちに)緊急の対応が必要となる損傷 ※修繕しても完全に健全な状態に戻るとは限らない  <p>例)桁の断面欠損</p>
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	<ul style="list-style-type: none"> 床版の抜け落ちが発生する可能性があるなど緊急の修繕が必要な損傷 桁のPCケーブル破断など致命的な損傷（落橋のおそれがあり通行止め等の必要） ※修繕しても完全に健全な状態に戻るとは限らない  <p>例)桁のPCケーブル破断</p>

（道路橋の例）

1. 適用範囲

本基準は、道路法の道路における支間2.0m以上の橋、高架の道路等（以下「道路橋」という）の定期点検に適用する。

2. 点検頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

3. 点検方法

定期点検は、近接目視（※）により行うことを基本とする。

また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査などを併用して行う。

（※近接目視：肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行う事を想定）

4. 点検を行う者

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

5. 健全性の診断

部材単位で変状の種類毎に着目して健全性を判定区分により診断し、その結果を踏まえて道路橋毎の診断を行う。

<診断の手順>

部材単位の診断

(判定の単位)

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

(変状の種類)

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

橋梁毎の診断

6. 措置

部材単位の診断に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

7. 記録

定期点検及び措置の結果に基づき内容を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。

コンクリート
ひび割れ検出

検証へ UAV 実証実験

国交省 点検ロボ開発に活用

り短期に効率的に行うことを目指す。検証結果は14年度以降に着手予定のインフラ点検用ロボットの開発に活用する。

同省は今年7月末～8月

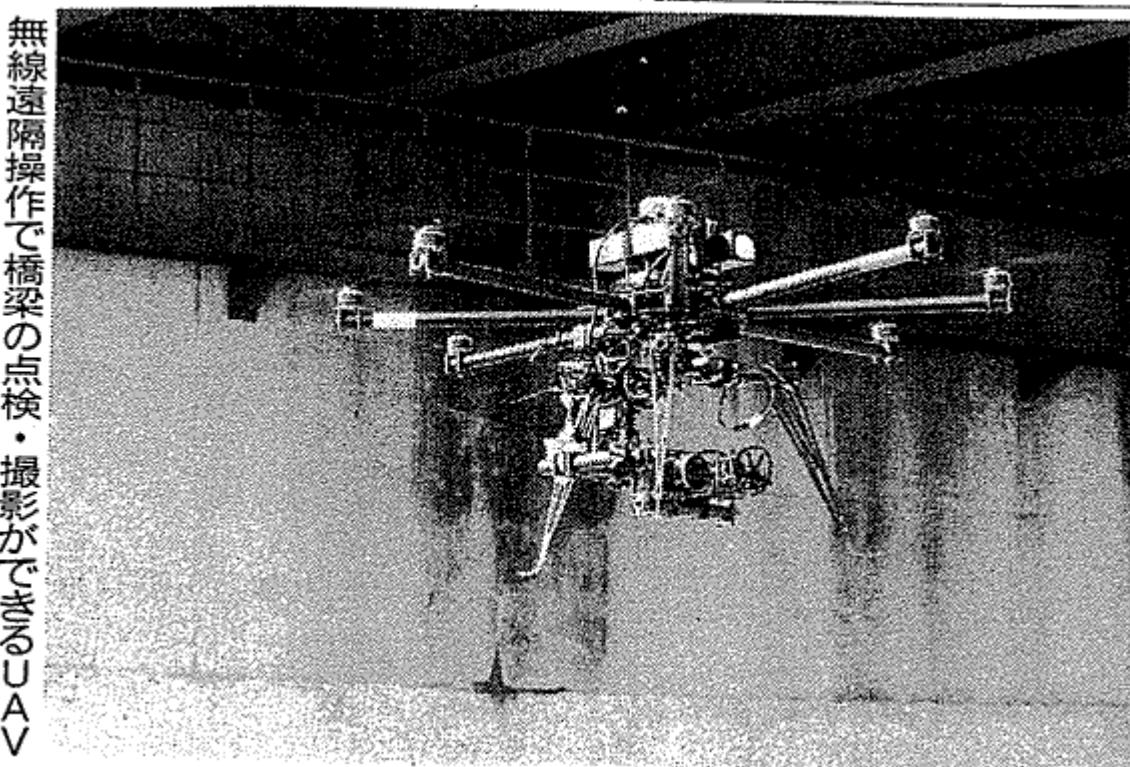
国土交通省は28日、遠隔無線によってコンクリートのひび割れを検出する小型無人飛行体(UAV)の作業性能を検証する実証実験を東京都八王子市の新浅川橋で実施した。

インフラ老朽化対策の一環で公募した点検・診断技術を現場で試行する初弾となる。UAVの導入により、通常の目視や

月刊「インフラ」編集部

よたでの診査

チと広島工業大学が共同開発した「無人ヘリロボットによるコンクリート構造物のひび割れ検出技術(コンクリート健全度調査システム)」▽富士

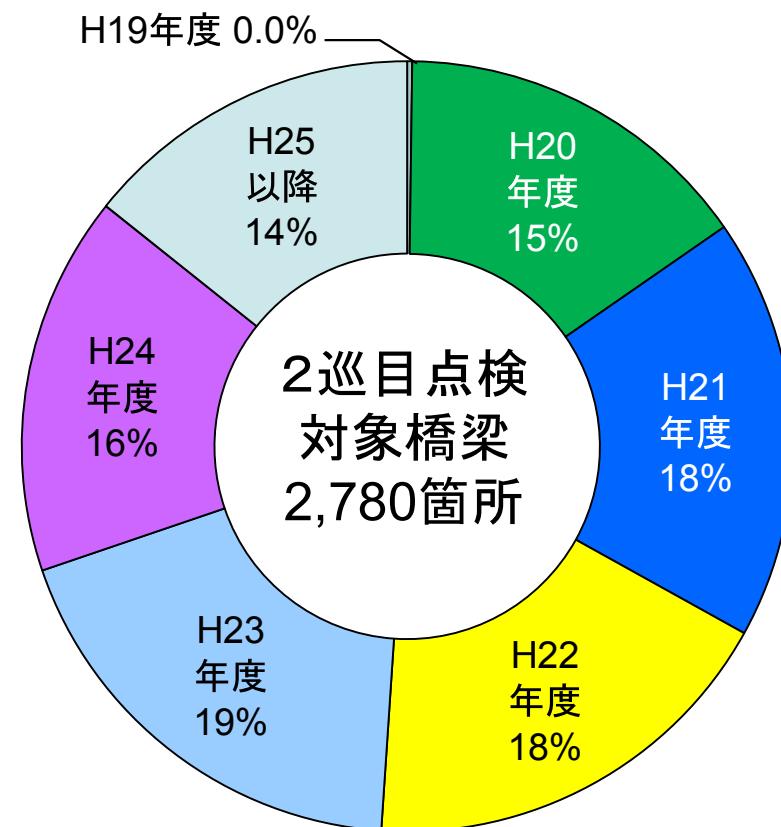
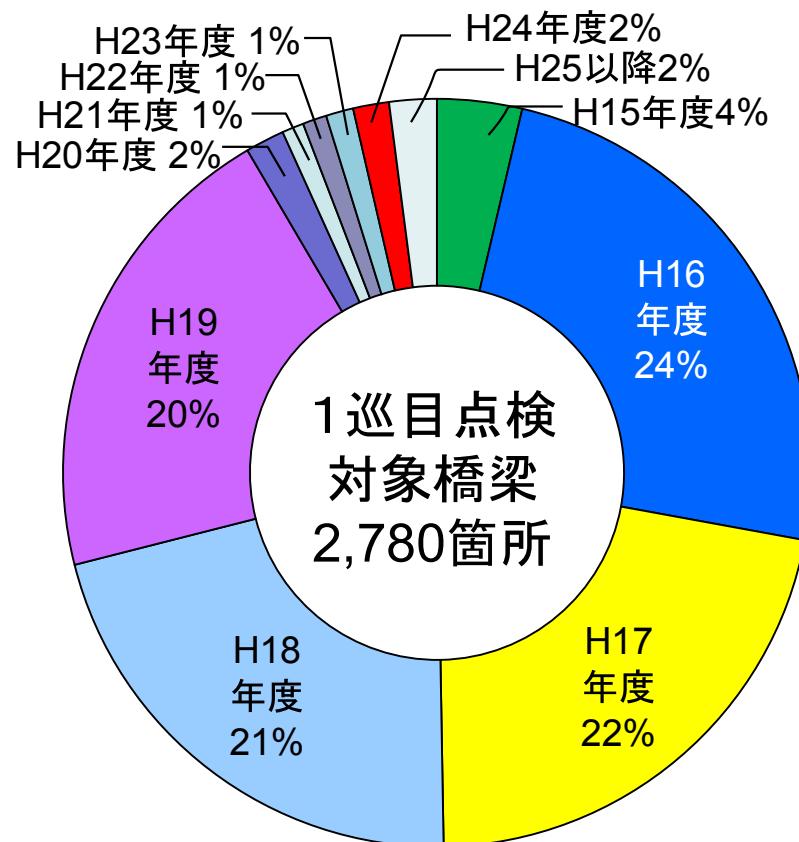


無線遠隔操作で橋梁の点検・撮影ができるUAV

2 関東地方整備局の取組について

〈定期点検の進捗状況〉

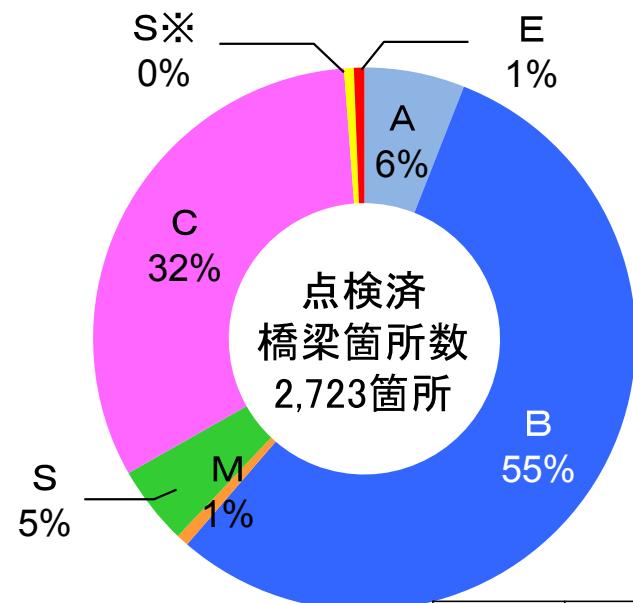
- ・橋梁定期点検要領（案）による点検を平成15年度より開始し、概ね1巡目の点検を終えています。
- ・また、平成19年度からは、2巡目の点検にも着手しています。



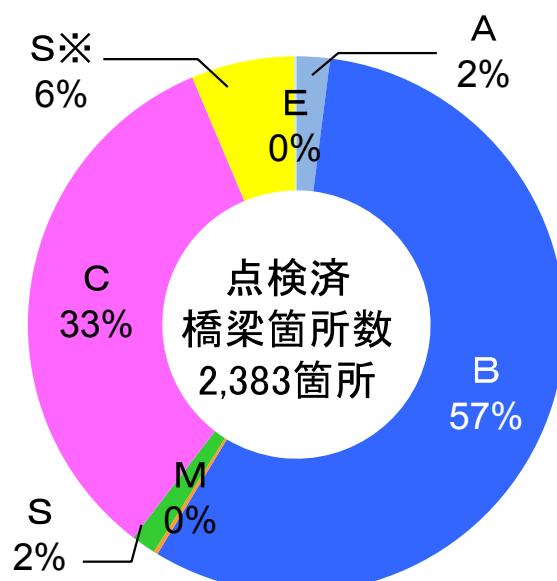
〈診断の結果〉

- 1 巡目の点検の結果は、38%（1,037箇所）の橋梁で損傷の状況などから、次回点検までに必要な対策を要するとの判定がされています。
- 2 巡目の点検の結果は、40%（950箇所）の橋梁で損傷の状況などから、次回点検までに必要な対策を要するとの判定がされています。

対策区分別の橋梁箇所割合
(一巡目(H15~24)点検結果)



対策区分別の橋梁箇所割合
(二巡目(H19~24)点検結果)



対策区分	判定内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない
B	状況に応じて補修を行う必要がある
M	維持工事で対応する必要がある
S	詳細調査の必要がある
C	速やかに補修等を行う必要がある
E	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある

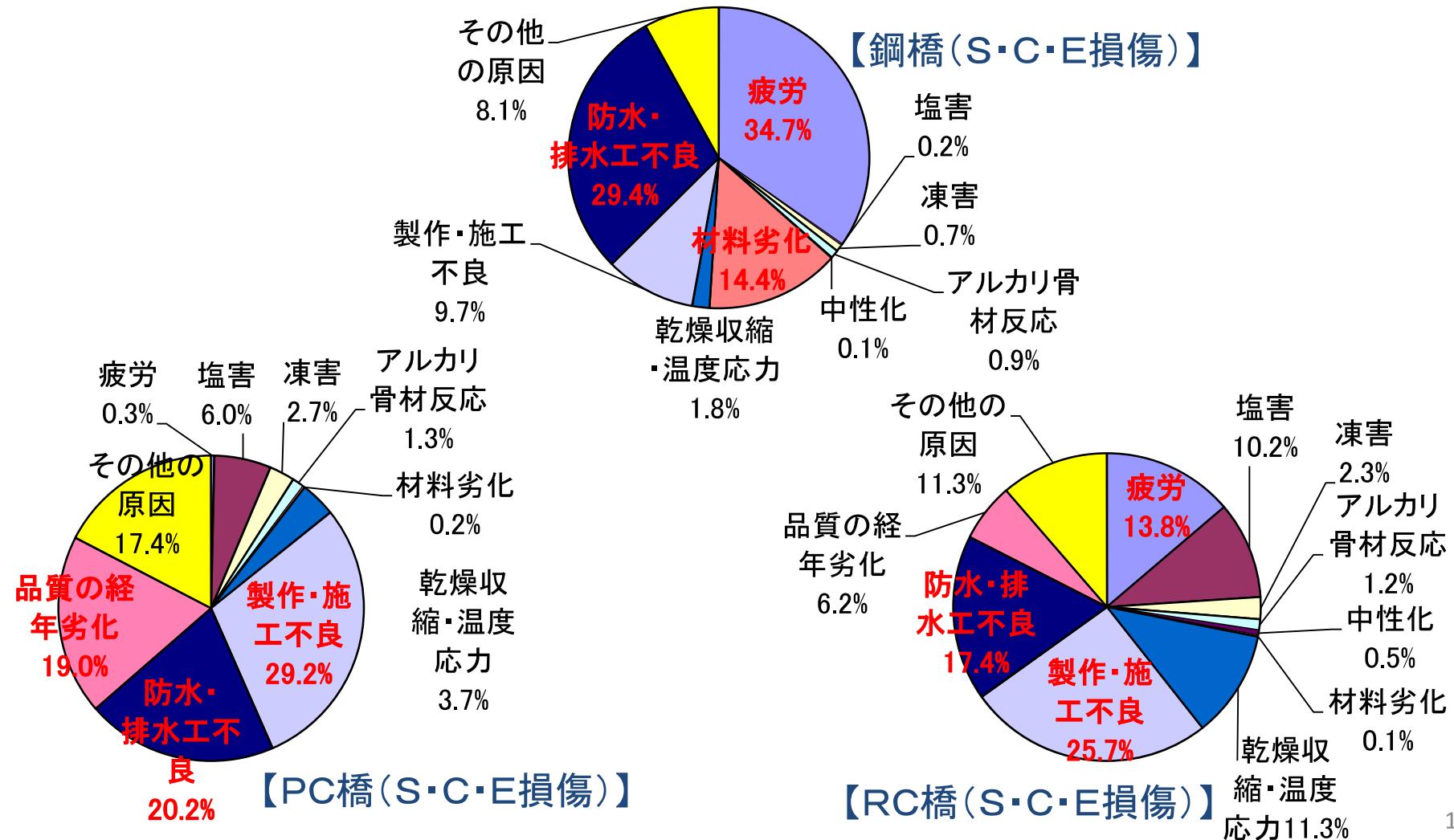
■ : 経過観察

★橋の種類別の損傷原因として多いのは

PC橋：品質の経年劣化、製作・施工不良（鉄筋のかぶり不足など）、防水・排水工不良

RC橋：製作・施工不良（鉄筋のかぶり不足など）、防水・排水工不良、疲労

鋼橋：疲労、防水・排水工不良、材料劣化



ご静聴ありがとうございました